

デジタルツール共同調達支援業務委託仕様書

1. 概要

本仕様書は、三重県（以下「本県」という。）の「デジタルツール共同調達支援業務」（以下「本業務」という。）の提案に関し、必要な仕様を定めるものである。

2. 本業務の目的等

本県では、職員の減少・限られた予算という制約の中、「スケールメリット」、「調達事務の効率化」、「同一ツール導入によるノウハウの共有」を図るため、県と市町でデジタルツールの共同調達に関するワーキングを実施しており、これからも本取組を進める必要があると考えている。

また、デジタル庁が定めている「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では「複数自治体における共同利用の拡大を推進していく」と明記されており、県としても共同調達の取り組みを拡大していく必要があると考えている。

以上のことから、本業務では、「県と市町の共同調達」、「市町間の共同調達」を円滑に行うことができるよう県と市町で開催する共同調達ワーキング（以下、WG）へ参加するとともに、市町間の合意形成を図り、共同調達するデジタルツールの仕様調整等を行うことを目的とする。

3. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

4. 委託場所

三重県津市広明町13番地

三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課、セキュリティが担保された受託事業者の事務所他

5. 委託上限額

7,014,700円（（消費税及び地方消費税を含む）

6. 本業務の内容

本業務の目的を達成するため、受託者は県及び市町と密に連携し、以下の業務を主導的に行うこと。なお、作成する資料は、ワード、エクセル、パワーポイント等で見やすいものとすること。

（1）プロジェクト全体管理・推進

共同調達プロジェクト全体を円滑に推進するための計画策定、進捗及び課題の管理を行うこと。

ア. 全体計画策定

業務全体の進め方、実施体制、スケジュール等を記載したプロジェクト実

施計画書を提出し、本県の承諾を得ること。

イ. 進捗・課題管理

実施計画書に基づき、プロジェクト全体の進捗状況を可視化した上で、発生した課題やリスクに対する対応策を検討・提案すること。また、定期的に定例会を開催し、進捗や遅延状況等の報告を行うこと。

ウ. 関係者間調整

県、市町、及びその他の関係者間の円滑な合意形成に必要な調整を主導すること。

エ. 本業務の成果を取りまとめた完了報告書を作成すること。

(2) デジタルツールの共同調達に向けた個別検討支援

対象ツールごとに、以下のとおり、WGの運営や要件定義書、調達仕様書(案)等の作成を行うこと。なお、3つのデジタルツールを検討する予定であり、WGは合計9回を予定しており、ツールの特性により1ツールについて開催するWGの回数は県と協議の上、決定することとする。また、検討するデジタルツールは、令和8年3月末までに市町と調整のうえ決定する。

●WG開催例：

簡単なデジタルツール：WG 2回開催

小規模システム：WG 3回開催

中規模システム：WG 4回開催

ア. WG運営

議論を促進するため、以下のとおり、WGの準備、運営、及び事後整理を行うこと。

【準備】アジェンダ、論点、及び検討資料（市場の製品比較、他自治体の事例、技術的なメリット・デメリット等）を作成。

【運営】WG開催当日は、ファシリテーターとして議論を主導し、参加者の意見を引き出し、合意形成を促進すること。

【事後】WGの議事録を作成し、論点を整理したうえで、決定事項や宿題事項を明確にして関係者と共有すること。

イ. 要件定義

WGでの議論を踏まえ、必要に応じて市町の意見を聞き取り、市町間の調整を行ったうえで、共同調達に必要となる機能要件及び非機能要件（性能、セキュリティ、運用方法等）を体系的に整理し、要件定義書として作成すること。また、WGに参加している全団体必須の「標準要件」と任意選択の「オプション要件」を整理するとともに要件の抜け漏れや矛盾点の精査、優先順位付けを行うとともにこと。

ウ. 調達仕様書（案）等の作成

最適な調達手法を検討し、各団体の費用負担、契約形態、SLA等に関する論点を整理し、合意形成を図るとともに、調達範囲や技術的要件等を反映

した調達仕様書（案）を作成すること。

エ. その他

検討したデジタルツールについて、共同BPOの可能性について提案を行うこと。

また、本業務の目的を達成するために必要となる業務が発生した場合、県と受託者が協議し、合意の上で対応すること。

なお、WG、要件定義、仕様書案作成については、以下のとおり進めることを想定している。

●仕様書案作成までの進め方の例

○第1回WG（要求定義）→○要件定義→

○第2回WG（要件定義書の確認及び契約の枠組み・費用負担割の議論等）→

○要件定義確定・仕様書案作成→○第3回WG（仕様書案確定）

7. 県・市町と受託者の役割分担

本業務を円滑に実施するため、以下のとおり役割を分担すること。

業務区分	受託者の役割（主担当）	県・市町の役割（協力・承認）
WGの準備	アジェンダ・検討資料の作成、論点整理	内容の確認・承認、開催日程の調整
WGの運営	ファシリテーション、議論の主導	意思決定
WGの事後整理	議事録の作成、共有	内容の確認、承認
要件定義書作成	要件の整理、文書の作成	内容の確認、承認
調達仕様書（案）作成	文書の作成	内容の確認、承認

8. 実施体制

- (1) 本業務の受託者は、本業務の実施にあたって、プロジェクト全体を統括する責任者（以下「責任者」という。）を配置し、効率的なプロジェクト管理を行うこと。
- (2) 本業務の受託者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者（責任者を含む）の名簿とその連絡先を明記した作業体制表を、本契約締結時に提出すること。
- (3) 原則として、契約期間を通じ、業務遂行における体制の変更は認めない。ただ

し、やむを得ない事情が生じた場合には、本県に申し出ること。

- (4) プレゼンテーションにおいて、説明及び質疑に対応した者を当該プロジェクトに係る実質的な責任者とすること。
- (5) 本県との連絡対応の窓口を一本化し、即時に対応できる体制を確立すること。
- (6) 打ち合わせについては、必要に応じ Web 会議による対応も可能とするため、希望する場合には、提案書内の業務遂行体制においてその旨言及すること。その他業務の遂行においても、対面で実施すべきことと Web 会議により可能なものを整理し、効率的な業務遂行に留意すること。

9. 成果物

- (1) 納入成果物の様式、記載内容及び納入期限の詳細については、事前に本県と協議し、承認を受けた上で決定すること。
- (2) ドキュメント類については、電子媒体で提供すること。また、プログラム言語等特殊なものを除き、成果物は日本語を使用して作成すること。
- (3) 本業務の成果物及び納入時期は次のとおりとする。
 - ア. プロジェクト実施計画書：契約日から 10 日以内
 - イ. 最終報告書（各項目で作成した資料含む）：令和 9 年 3 月 31 日

ただし、成果品の所有権は、引き渡しが完了したときに本県に移転するものとし、成果品のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果品のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物から発生した二次著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって本県に譲渡されるものとする。また受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

10. 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

11. 受託上の留意点

- (1) 本委託業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。
- (2) 本業務の実施に要する費用は、すべて受託者の負担とすること。ただし、会議等に使用する会場は本県あるいは取組に参画する市町が用意する。
- (3) 受託事業者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (4) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに担当課に報告し、担当課の指示に従うこと。

(5) 情報セキュリティ管理については、情報セキュリティポリシーや個人情報の保護に関する法律、それぞれが独自に定める基準等のほか、関係法令、関係規定等を遵守すること。

(6) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

(7) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ア. 断固として不当介入を拒否すること。
- イ. 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ. 担当課に報告すること。
- エ. 契約の履行において、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、担当課と協議を行うこと。

なお、受託者がイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札停止等の措置を講じる。